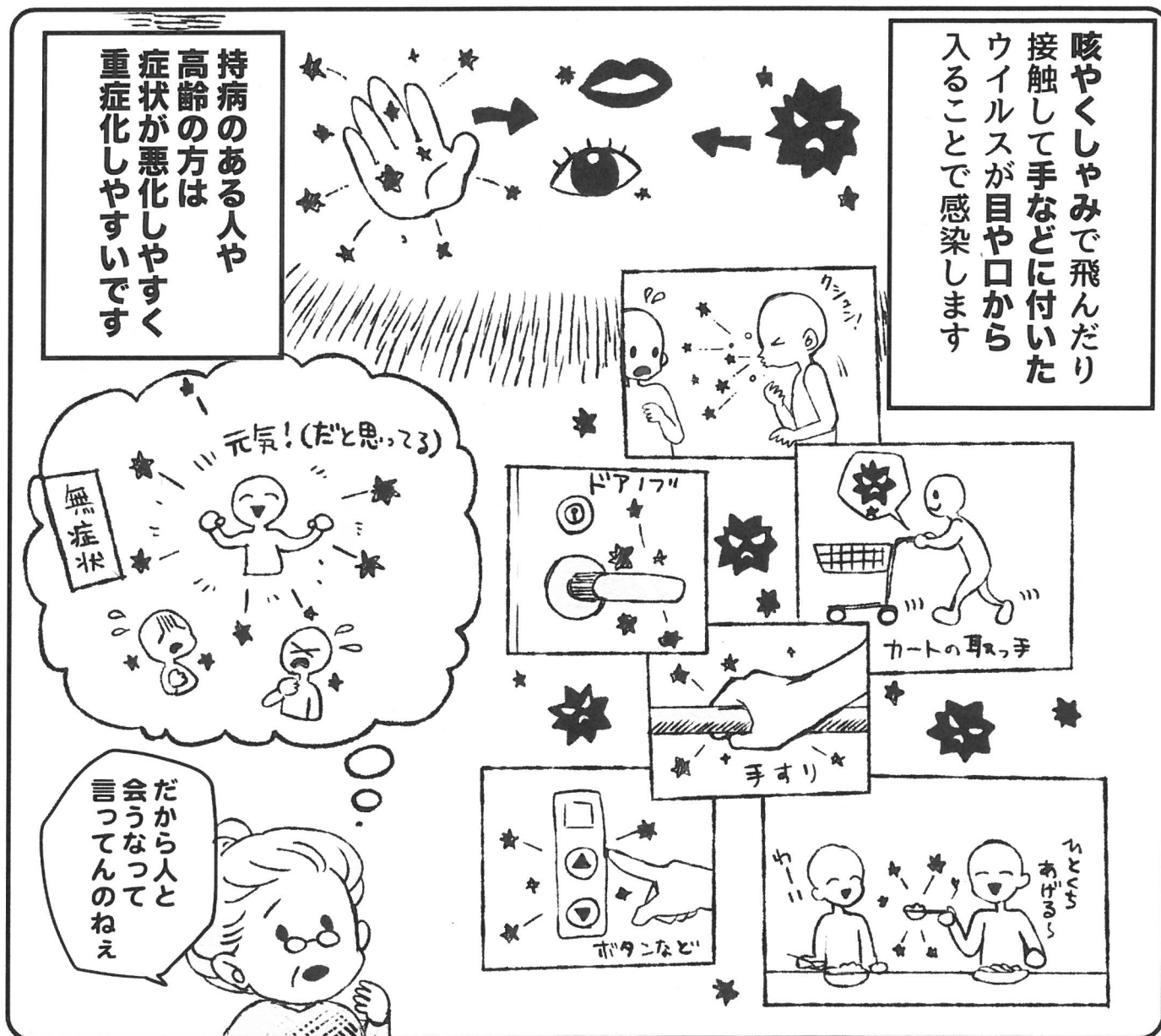
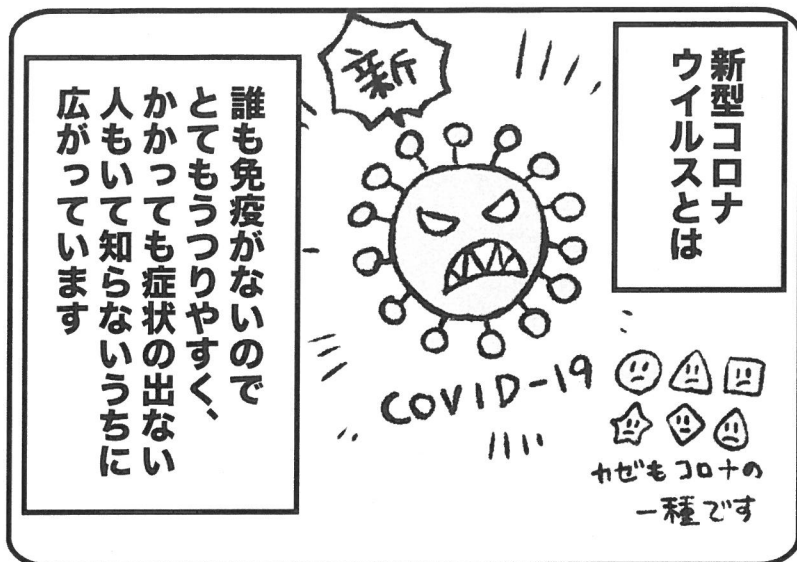


三春町新型コロナ対策かわら板

2020.4.16





気になる症状がある時は休む

無理して出掛けないで!!

発熱、咳などの風邪症状があったり、
体調が悪い時は無理をせず
仕事や学校は休んでください。
用事は先延ばしにしてください。
休まないことより、うつさないことが大事です



相談のめやす

①風邪の症状や37.5度以上の発熱が 4日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます)

※高齢者や基礎疾患がある方は、上記の状態が2日程度
続く場合は早めにご相談ください

②強いだるさや息苦しさがある

③発熱や呼吸器症状があつて、14日以内に感染者や 感染拡大地域に居た人と濃厚接触をした人

上記のような症状のある場合は

帰国者・接触者相談センター(県中保健所) 0248-75-7827
または、かかりつけ医に 必ず電話で 相談してください



助け合いながら乗り切りましょう!

不要不急の外出を避ける

咳エチケット

あればマスク、無ければティッシュや
ハンカチで

3つの密を避ける

密閉(換気のわるい密閉空間)
密集(人ごみ)
密接(間近で会話や発声をする)



予防法と健康づくり



町民の皆様へ

令和2年4月14日

三春町長 坂本浩之

4月7日、東京をはじめ7都道府県を対象に5月6日までの間、法に基づく緊急事態宣言が発令されました。さらに4月11日、政府から対象以外の全道府県に対して、法に基づき繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛要請が強く促されました。福島県知事からは、4月12日から県民への自粛要請が出されています。

現在、県内でも感染者が増えています。三春町においても身近に迫る問題と認識しています。感染拡大を防ぐためには一人ひとりの行動が非常に重要です。本チラシ内容を参考に感染予防対策を徹底していただくほか、次の点について町民の皆様のご協力をお願いします。

- ① 繁華街の接客を伴う飲食店への外出を控えるよう強くお願いします
- ② 緊急事態宣言対象地域との不要・不急の往来と本県への移動を控えてください
- ③ 対象地域から転入された方は、2週間、不要・不急の外出を控え、少しでも症状が出たら速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡してください
- ④ 新型コロナウイルスの患者やその関係者への差別や偏見はしないでください